

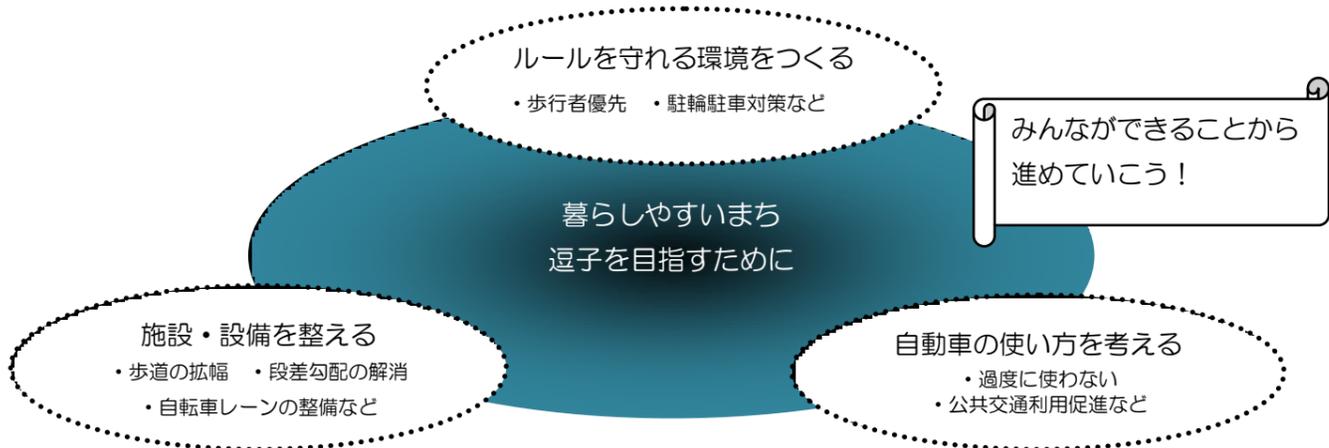
歩行者と自転車を優先するまちワークショップを行っています

歩行者と自転車を優先するまちワークショップでは、みんなが歩いて楽しく暮らせるための方策を、市民と協働で考えています。

子供も高齢者も、みんなが暮らしやすいまち、みんなが使いやすい通りにするために、ハード整備だけでなくルール、マナーや、道路・車の使い方もセットで身近にできることを探っています。

例えば、「沿道の市民の方々の協力を得ながら、すこしでも歩きやすい空間をつくっていく」「自動車での送迎がなくても、便利にまちに出かけるためには何が必要なのか」「自分が高齢者になっても、歩いて街に出て自分で買い物が楽しめるようにするためにはどうしたら良いのか」といった検討をしています。

ワークショップでは、その中でも特に短期的にできることをまとめ、アクションプランとして作成しようと考えています。

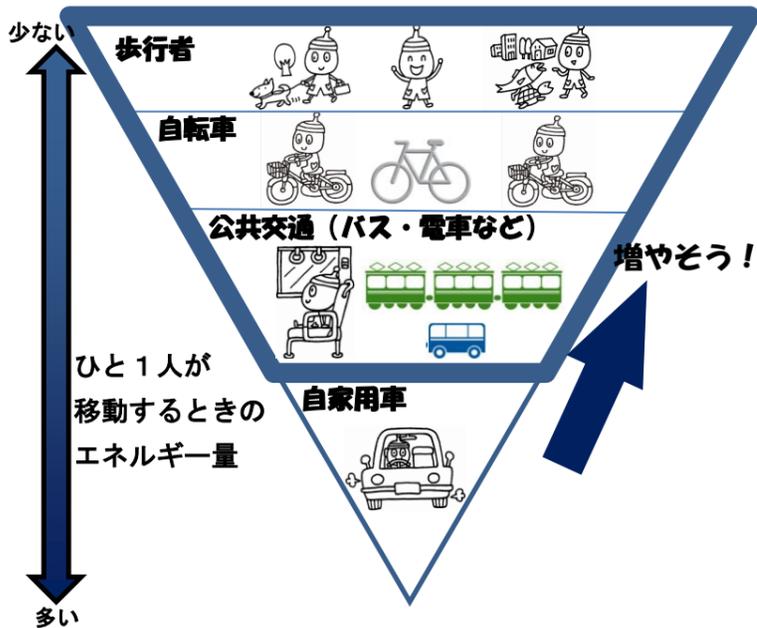


こうつくりそうぞう

逗子発！交通理想図

クルマ中心の生活から

公共交通、自転車、徒歩中心の生活へ！



《編集後記》

平成 24 年 11 月に発行した第 2 号には、「銀座通りを自転車で走る場合の走り方はどうしたら良いのか」「自転車安全利用五則だけでは自転車のルール・マナーの説明が足りないのではないか」等のご意見をいただきました。

いただいたご意見を参考に、今回の第 3 号を作成しました。

今回のニュースについてもご意見お待ちしております！

ご意見はメールか FAX でこちらまで…

歩行者と自転車を優先するまちワークショップ事務局：

逗子市環境管理課

メール kankyo@city.zushi.kanagawa.jp

FAX 046-873-4520 (環境管理課宛と明記してください。)

歩行者と自転車のまちづくりニュース

第3号

歩行者と自転車を優先するまちづくりに向けて…

発行：歩行者と自転車を優先するまちワークショップ

事務局：逗子市 環境都市部 環境管理課

クルマ中心から公共交通、自転車、徒歩で・・・という生活に転換してみましよう。



みんなが安心して歩けるまちに！

登下校の子どもたち、車イス・杖・ベビーカーを利用する人、のんびり買い物を楽しむ人、「みんなが安心して歩けるまち」ってどんなまち？



ルールの改正で歩きやすくなった！

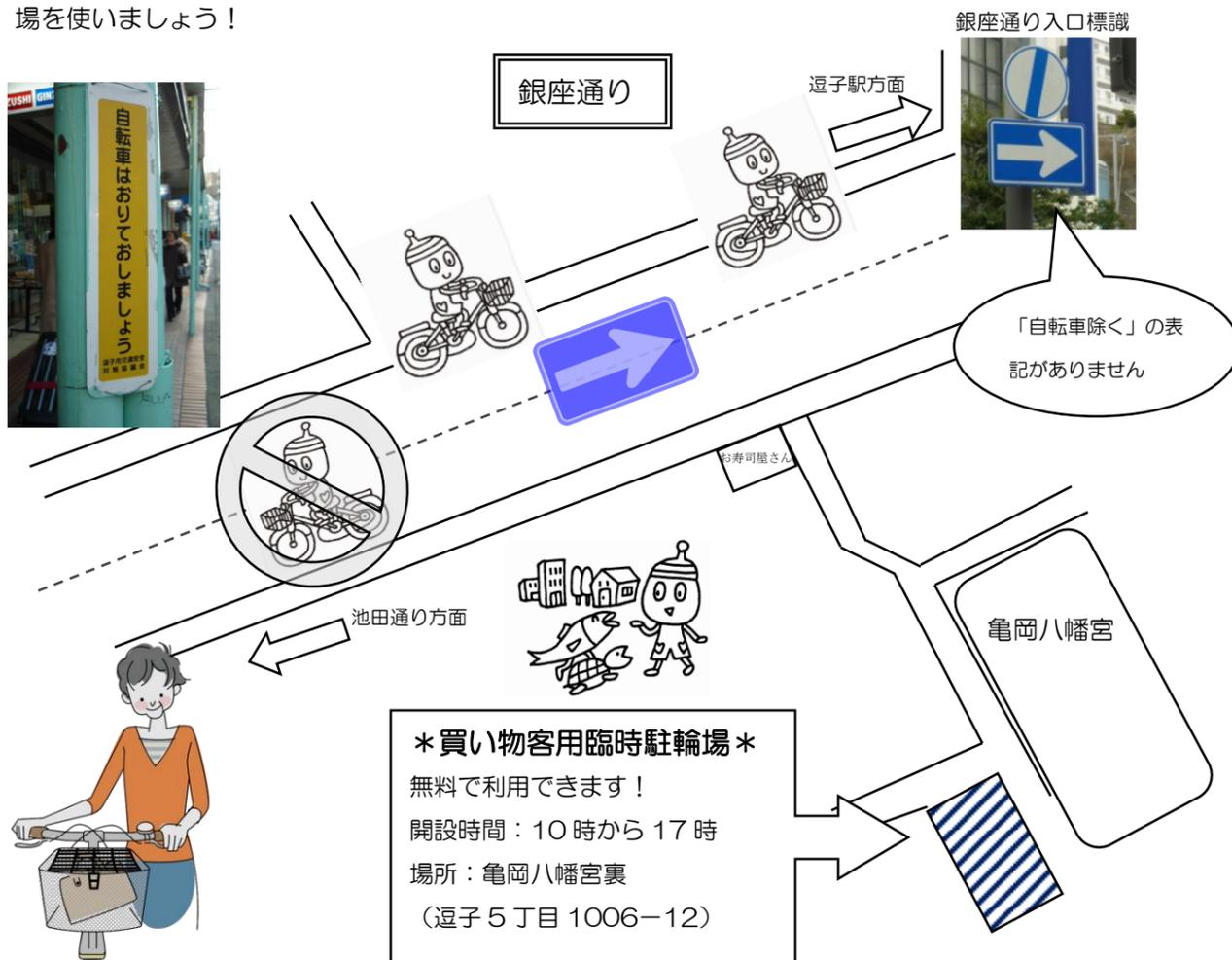
疑問にお答えします！

知っていましたか？銀座通りの自転車ルール

アーケードのある商店街「銀座通り」は逗子でも人通りの多いスポット。この銀座通り、車が一方通行なのは皆さんご存知かと思いますが、自転車については意外と知らない方が多いようです。

実は、自転車も一方通行！そして、商店街の歩道は、自転車に乗って走ってはいけません。（お子さんなどはOK。詳しくは右ページの「自転車交通安全五則」をご覧ください）つまり銀座通りでは、駅に向かうときは車道の左側を走行するか、歩道を押して歩き、池田通りに向かうときは、歩道を押して歩くことが正解なのです。その理由は、銀座通りは人通りの多い商店街で、車道や歩道の幅が広くはないためです。

限られた空間を安全に楽しく使うためには、譲り合いが必要です。交通ルールはしっかり守り、ゆっくりお買い物を楽しみましょう。そういう意味では、歩道上の駐輪もみんなの迷惑になることがありますよね。駐輪場を使いましょう！



歩行者と自転車を優先するまち川柳

狭い道 みんなで上手にシェアしよう
まず一步 ほんとにクルマで行くべきか

みんなの道 歩こう逗子

みんなが安全にお買い物を！

逗子銀座商店街協同組合 理事長 関澤 秀彰さん



銀座通りでも、歩道を走ったり一方通行を逆走したりしている自転車が
見受けられます。交通ルールはきちんと守り、通行してほしいですね。
自転車で来る場合は、駐輪場が少ないことは現状としてありますので、
今後お買い物に来た人が、店前に少し駐輪できるようなスペースが設けられると良いですね。
色々な方の知恵を合わせて、皆が安心して楽しくお買い物ができる商店街にしていきたいです。
商店街としても、毎年「歩行者と自転車のまちを考える会」が主催しているカーフリーデーに協力
しています！

京急新逗子駅前市道の自転車マークご覧になりましたか？

市役所から新逗子駅に沿った市道に6箇所自転車マークを設置しました。これは、自転車には「歩道ではなく車道の左側を走ろう！」。自動車を運転される方には「自転車も車両の仲間です。譲り合いの気持ちを！」という意味をこめて、試行的に設置したものです。



自転車はルールを守って安全運転「自転車も車両です」

平成24年中逗子管内で起きた自転車に関連する交通事故は、全事故の約16.5%を占めています。自転車は「車のなかま」なので、原則として車道を走らなければなりません。自転車に乗るときは、ルールを守り、安全な運転を心がけましょう。また、車の運転者や歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり安全を心がけましょう。

自転車安全利用五則（自転車に係る主な交通ルールです）

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外（歩道を通行できるのは、「道路標識で指定された場合」「13歳未満の子ども」「70歳以上の高齢者等」「車道の状況を見てやむを得ない場合」です。）
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用（保護者は子どもを自転車に乗せるときは、ヘルメット着用に努めなければなりません）



※自転車安全利用五則の他にも、
・ 自転車運転中の携帯電話、イヤホン等の使用禁止
・ 傘を差しながらの運転の禁止
・ ブレーキを備えていない自転車の運転の禁止。
など、様々なルールがあります。

じてんしゃあんぜん教室を行います～じてんしゃのルールを楽しく学ぼう！～
日時：平成25年3月30日（土） 11:00～15:00
場所：逗子小学校校庭「第7回こどもフェスティバル」内
子どもたちが安全、安心、そして楽しく自転車に乗れるように、クイズや簡単なコースの試走を体験していただきます。小さなお子様でも乗れるペダル無しのランニングバイクもご用意しています。参加記念品有り。（各回5名～10名）
主催：歩行者と自転車のまちを考える会